

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する 暫定措置法施行令	法令番号	平成15年政令第344号
手続名	合理化計画変更の認定	根拠条項	第4条第2項
審査基準	<p>「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」第4条第2項、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」第4の3、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」第5の2の規定による。 変更の認定は、「合理化計画の認定」の審査基準による。 審査基準は以下のとおりである。</p> <p>基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理化計画が基本構想に照らし適切なものであること ○合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成することが確実であること <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業経営改善計画 <ul style="list-style-type: none"> ア 共通の基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の経営改善の基本的方向が、基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること (2) 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること イ それぞれの資金を借り受けようとする者に対する基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) それぞれの資金に関連する生産、引取又は取扱品目に係る事業体の単位当たりの取扱規模（事業に直接従事する従業員1人当たりの取扱規模）が増加することが見込まれること ○構造改善計画 <ul style="list-style-type: none"> ア 共通の基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) 共同申請する事業体間において、立木、素材又は木材製品について、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれるもの (2) 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること (3) 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと イ それぞれの資金を借り受けようとする者に対する基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) それぞれの資金の供給を受ける者の事業規模が拡大することが確実に見込まれ、かつ、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること <p>なお、変更認定が必要な認定は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更 イ 木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業費総額の3割以上の変更 		
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課
		交付機関	生産者支援課
標準処理期間		30日	
標準経由期間		日	
目次			10
No.			